八　警報装置から発せられた警報の内容（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）	その都度	一年間
ニ　使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度	一年間
四　使用施設等の事故記録		
イ　事故の発生及び復旧の日時	［略］	［略］
［ロ～ニ　略］	［略］	［略］
五　［略］	［略］	［略］
六　品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない場合にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第二号に規定する記録）（他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後三年が経過するまでの期間
七　第二条の十一の十三に規定する防護措置の記録		
イ　［略］	［略］	［略］
ロ　第二条の十一の十三第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入る者への同項第五号イ及びロに規定する証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名	［略］	［略］
ハ　第二条の十一の十三第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み又は持出しの点検の状況及びその担当者の氏名	［略］	［略］
［ニ～リ　略］	［略］	［略］
八　廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる使用施設等の設備の名称	法第五十七条の五第二項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	第七項に定める期間

［2～6　略］

7　第一項の表第二号リ及びヌ、第四号イからニまで並びに第八号の記録の保存期間は、法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

8　［略］

［加える。］	［加える。］	［加える。］
［加える。］	［加える。］	［加える。］
五　［同上］		
イ　事故の発生及び復旧の時	［同上］	［同上］
［ロ～ニ　同上］	［同上］	［同上］
六　［同上］	［同上］	［同上］
七　品質保証計画（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）	策定及び改定の都度	次の改定の後三年間
八　第二条の十一の十に規定する防護措置の記録		
イ　［同上］	［同上］	［同上］
ロ　第二条の十一の十第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入る者への同項第五号イ及びロに規定する証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名	［同上］	［同上］
ハ　第二条の十一の十第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み又は持出しの点検の状況及びその担当者の氏名	［同上］	［同上］
［ニ～リ　同上］	［同上］	［同上］
［加える。］	［加える。］	［加える。］

［2～6　同上］

7　第一項の表第二号リ及びヌ並びに第五号イからニまでの記録の保存期間は、法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

8　［同上］